

大洗町奨学生【判定基準】（高校生）

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると学校側が認めた者。

3 学力について

【 入学予定者（新1年生） 】

＜中学校に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞中学校2～3学年における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が 3.0 以上 であること。

【 在学生（新2・3年生） 】

＜在学している高校・高専に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞出願時に在学する学年の前2ヶ年（2ヶ年未満のときは、入学から現在まで）の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が 3.0 以上 であること。

※奨学生推薦調書(様式第2号)について＜学校向け記入例あり＞

- ・ 評定平均値については、小数第2位まで記入する。（小数第3位は切り捨て）
- ・ 履修教科（科目）の評定は「5・4・3・2・1」の5段階法によることとする。
5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。
ただし、「優・良・可」の3段階法による場合は、「優は4・良は3・可は2」に換算して評定する。
- ・ 「学力が基準に満たない場合(2.8 以上 3.0 未満)」であっても、その者が優れた素質を有し、奨学金によって【学習成績の向上が期待できる】あるいは【将来的にスポーツ・芸術等の分野において特出した発揮ができる】場合は、ご推薦ください。
- ★ 推薦調書には、家庭事情のほか、クラブ活動、生徒会活動、学業成績等、本人の参考となる事項を具体的に記入してください。
- ★ 推薦にあたっては、勉学意欲があり、高校等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認める者を推薦してください。

4 家計について

次のアからウまでのいずれかに該当すること

- ア 生活保護法による保護を受けている
- イ 世帯の構成員が、地方税法第 295 条第 1 項の規定により町民税を非課税とされている、又は同法第 323 条第 1 項の規定により町民税を減免されている
- ウ 世帯の全収入が生活保護基準額のおおむね 1.5 倍以下である(P. 5～6 参照)

【世帯の全収入額の算定】

(1) 給与収入（収入額で判定）

町県民税課税証明書の給与収入金額とします。

（給与収入の範囲）

- ・ 給料、賃金（賞与を含む）
- ・ 専従者給与（専従者控除分も含む）
- ・ 年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む）
- ・ 生活保護法による扶助費、傷病手当金、失業給付金

(2) 自営業など給与以外の収入

1 年間の総収入から必要経費を控除した金額を所得金額とします。

町県民税課税証明書の営業等所得金額とします。

【給付対象となる収入の目安】

「給与収入」と「給与以外の収入」では、基準額が異なりますので、注意してください。

※世帯収入が「給与収入」と「給与以外の収入」の双方ある場合は、給与収入を下記①の表で所得額に換算し、給与以外の収入と合算した所得額で判定します。

(1) 世帯人数別金額の目安 (年額)

(単位：千円)

	世帯人数 (本人含む)					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
収入基準額表 (給与収入はここでみる)	1,660	2,689	3,561	4,392	5,187	6,105
所得基準額表 (給与以外の収入)	994	1,702	2,312	2,971	3,608	4,344
	世帯人数 (本人含む)					
	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人
収入基準額表 (給与収入はここでみる)	6,951	7,792	8,629	9,467	10,305	11,142
所得基準額表 (給与以外の収入)	5,056	5,813	6,567	7,320	8,090	8,885

表①

区 分	計 算 式	
1 円～ 650,999 円	0 円	
651,000 円～1,618,999 円	給与収入額－650,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	給与収入÷4 で 千円未満切捨て (算出金額A)	$A \times 4 \times 60\%$
1,800,000 円～3,599,999 円		$A \times 4 \times 70\% - 180,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円		$A \times 4 \times 80\% - 540,000$ 円
6,600,000 円～9,999,999 円	給与収入額×90%－1,200,000 円	
10,000,000 円～	給与収入額×95%－1,700,000 円	

(2) 加算額の目安 (年額)

(単位：千円)

区 分	金 額	要 件
教育扶助	4 7	小学生 1 人につき
	9 2	中学生 1 人につき
住宅扶助	2 3 4	家賃を払っている場合
障害者加算	4 4 9	障害程度等級表 1 級, 2 級, 又は国民年金法施行令別表 1 級該当
	3 0 0	障害程度等級表 3 級, 又は国民年金法施行令別表 2 級該当
母子加算	3 1 4	父母の一方又は両方が欠けている世帯
高等学校等就学費	9 6	高校生 1 人につき (本人は除く)

※ 障害者加算及び母子加算については、同一の者が 2 以上の加算事由に該当する場合は、いずれか最も高い加算額のみ加算します。

【判 定 方 法】

『世帯の全収入額』が、『世帯人数別金額の目安』と『加算額の目安』を足した金額を下回っていれば、家計基準を満たしていると判定します。

【計 算 例】

- ・父 (46 歳)・・・会社員, 年収 (2,500,000 円)
- ・母 (41 歳)・・・パート, 年収 (500,000 円)
- ・本人 (15 歳)・・・高校 1 年生
- ・弟 (13 歳)・・・中学 1 年生

① 世帯の全収入 (父と母) 3,000,000 円

② 合計収入基準額 4,484,000 円

内訳	収入基準額	4 人世帯 (給与収入)	4,392,000 円
	加算額	教育扶助 (中学生)	92,000 円

※世帯全収入 3,000,000 円 < 合計収入基準額 4,484,000 円
収入基準内のため申請可

5 問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課
〒311-1392 大洗町磯浜町 6881-275
電 話 029-267-5111 (内線 372)
F A X 029-266-2412
E-Mail gakukyo@town.oarai.lg.jp